

埼玉県社会福祉協議会広報誌広告掲載要領

1 趣旨

埼玉県社会福祉協議会（以下、本会という）が行う広報活動の一環として、本会と関わりのある企業や取引業者等の情報を、本会広報誌上で広告として掲載し、広報することを目的とする。

2 方法

- (1) 本会広報誌の誌面上で広告を掲載する。
- (2) 広告は、広告主がイラストレーター等で作成しデータを提出することとする。

3 規格および料金（1カ月）

ア	縦 60 mm × 横 85 mm	… 30,000 円
イ	縦 60 mm × 横 180 mm	… 60,000 円
ウ	縦 120 mm × 横 180 mm	…120,000 円
エ	縦 260 mm × 横 180 mm	…180,000 円

但し、本会と広告掲載希望者との協議ができるものとする。

4 掲載できる広告の内容

以下の（1）～（5）のうち福祉サービス利用者および事業者にとって有用と思われるもの。

- (1) 福祉サービス、社会福祉施設案内
- (2) 福祉系学校、学科案内
- (3) 福祉整備・備品、福祉用具、福祉車両の販売
- (4) 福祉・医療・保健分野の書籍・DVD・ビデオ・コンピュータソフト等の販売
- (5) その他、福祉事業の運営に関わるサービス（印刷、保険、旅行会社等）

ただし、以下のものについては掲載できないものとする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 公序良俗に反しているものまたは反する恐れがあるもの
- (3) 政治性または宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 本会が取り扱う広告として適当ではないと本会が認めるもの

5 申し込み及び掲載決定

申込書（別紙1）により申し込むこととし、掲載の可否については決定通知書（別紙2）により通知する。

なお、継続して掲載いただける場合は、年1回程度、規格等について確認書（別紙3）により確認をする。

6 広告料の納入について

- (1) 料金の納入については、広告掲載後に、広告料を本会から別途請求するものとする。
- (2) 一度納入された料金は還付しない。ただし、本会の責めによる事由（機器の調整等による場合を除く）により広告が掲載できなかった場合には、掲載できなかった月数に応じた広告料に相当する額を還付する。
- (3) (2)にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、本会広報誌の発行を一時停止した場合は、料金は還付しない。

7 申し込み／広告原稿送付／問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域連携課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

TEL : 048-822-1248 FAX : 048-822-3078

E-mail: sai@fukushi-saitama.or.jp

附則

この要領は、平成21年12月8日から適用する。

附則

この要領は、平成23年12月22日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年2月10日から適用する。